

京都市告示第533号

京都市梅小路公園のパークカフェから、京都市梅小路公園条例施行規則第2条規定に基づき、供用しない日の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年12月25日

京都市長 門川 大作

期間	区分			供用しない日
平成27年12月28日(月)から28年1月4日(月)まで	店舗(緑の館内に存するものを除く。)	その他のもの	変更後	なし
			現行	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)